



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年11月6日月曜日 第2923号

## ◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ...	833
公聴会の開催(2件).....	(都市計画課) ...	833
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	(東予地方局農村整備課) ...	834
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	(東予地方局管理課) ...	834
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	834
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	834

## 告 示

### ○愛媛県告示第1156号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成29年11月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) 2-[2,5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン(通称名2C TFM)及びその塩類
- (2) メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート(通称名4 Fluoromethylphenidate、4 F MPH、4 FMPH)及びその塩類
- (3) 前各号に掲げる物を含有する物

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

平成29年11月7日

### ○愛媛県告示第1157号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年11月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 日時 平成29年11月20日(月)15時00分から

#### 2 場所 今治市総合福祉センター4階多目的ホール

#### 3 公聴会の案件及びその概要

##### (1) 案件

今治広域及び菊間都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案について

##### (2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確に

し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

#### 4 公述の申出等

##### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

##### (2) 申出の期限

平成29年11月15日(水)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

##### (3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

(電話 089 912 2738)

### ○愛媛県告示第1158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年11月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 日時 平成29年11月21日(火)19時00分から

#### 2 場所 西条市役所本館5階502会議室

#### 3 公聴会の案件及びその概要

##### (1) 案件

西条都市計画臨港地区の変更案について

##### (2) 案件の概要

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うために定めるものであり、埋立等により陸域になった区域を臨港地区に指定するものである。

#### 4 公述の申出等

##### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

- (2) 申出の期限  
平成29年11月16日（木）まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
- (3) 問合せ先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話 089 912 2738)

条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年11月6日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）久保地区）の計画書の写し
  - (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年11月7日から12月5日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第1159号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農地耕作条件改善事業（農作業道）久保地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48

○愛媛県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成29年11月6日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	西条市安用846番6から 同市安用845番3まで	平成29年11月6日

○愛媛県告示第1161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成29年11月6日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第26号 平成29年10月20日	伊予市宮下字大柿1905番1、1905番3	八幡浜市保内町喜木1番耕地113番地1 四国銀行社宅6 岡井 慶人

○愛媛県告示第1162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
平成29年11月6日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成29年10月27日
- 3 指定道路の位置  
大洲市徳森字野久保1584番45の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 84.07メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル